

## 「学校規模適正化にむけて全市的な校区再編の具体案」についてだされたパブリックコメントに対する

### 意見等の概要及び審議会の考え方

平成 20 年 3 月 5 日から平成 20 年 4 月 4 日まで「学校規模適正化にむけて全市的な校区再編の具体案」を公表しパブリックコメントを募集いたしましたところ、総数 6 件のご意見（内 2 件は無記名等で無効）をいただきました。

受理いたしました 4 件につきまして去る平成 20 年 4 月 10 日の第 10 回審議会において検討を行いました。

なお、取りまとめの都合上、いただきましたご意見は趣旨を損なわないよう要約するとともに、同種の意見はまとめさせていただきますことをご承ください。

	意見等の概要	審議会の考え方
調 整 区 に つ い て	<p>一丁目、七丁目は『樽井区』であり、「調整区」になれば数年のうちに樽井小学校から切り離されるのではないかと不安であり、一丁目、七丁目の子どもを持つ親の意見を聞いてください。</p> <p>自らの意思を無視される形で所属していたコミュニティから別のコミュニティへの変更を余儀なくされる気持ちはいかがなものでしょうか。</p> <p>たくさんの友達と切り離され、転校生のように別の学校に通うことになる。</p> <p>親が納得出来ないこの案が施行され、もし、途中で違う学校に行かなければならなくなり、こどもが『嫌だ!』と言った時私には子どもを納得させることはできません。</p> <p>百歩譲って『調整区』とするならば、未来にこの言葉をなくすことがないという確約が欲しいです。</p> <p>『調整区』を単一校区となるよう検証を行って行くというのは具体的にどういう意味なのでしょう？</p> <p>校区再編は全市的に【地域コミュニティ】というものを十分考えて議論していただきたい。</p>	<p>本審議会においては、学校規模の適正化を図ることが主たる諮問事項であり、大規模校並びに小規模校の是正に取り組んできました。</p> <p>会長試案では、調整区を極力なくし信達小学校の大規模校を是正すべく校区の再編案を示しました。それに対し、各種団体等（各幼小中 P T A、各区、議会など）からの意見書および 3 回の審議会における議論のなかで、樽井小学校については、今後児童数の減少が見込まれるが、当面、大規模校であるとの指摘があったこと。伝統的な地域コミュニティが存在しているため、校区再編について十分な地域住民の合意が得られなかったこと。校区再編の合意が得られない地域の方で通学距離の関係で近くの学校を希望する場合もあるなどを勘案し、学校規模適正化の暫定的な措置として「調整区」を設定いたしました。</p> <p>なお、今回「調整区」と指定した地域は従来の校区を指定し、希望する方のみ指定校変更願を出していただくことになっております。（例：樽井 7 丁目の方は樽井小学校を指定し就学通知いたしますが、希望される場合は指定校変更願を出していただき、今回統合される小学校への入学が認められるという流れになります。）</p> <p>ただし、「調整区」はあくまで暫定的な措置であり、今後、児童数の動向を見極めながら、「調整区」をなくす方向で単一校区をめざすことが示されましたことをご理解の程お願いします。</p>

<p>会長試案で触れていなかった新しい案を審議会案に盛り込むのであれば、審議会と地域住民と丁寧な対応をしてほしい。</p>	
<p>樽井一丁目、二丁目の一部で信達小学校区の地域について「調整区」にするなら、樽井小学校も選択肢に入れる論議をしてほしい。</p>	
<p>男里浜区を「調整区」として大半が樽井小学校に来ていることが問題。</p>	
<p>樽井一丁目、二丁目の一部を信達小学校区にしてきたことが間違いであり、更に、答申案では一丁目を「調整区」にしている。</p>	
<p>すでに樽井区からは樽井地区の「分割」やそれを意図するようなことは断じて許さない旨の区民の総意を示した「6000名にのぼる署名」を前審議会と市教育委員会に提出しています。この問題は泉南市に於ける住民自治を踏みにじるまったく不当な事です。</p>	<p>前審議会に対する署名・嘆願書のなかで、子どもたちの人権が保障されるべき審議会にかかわって差別事象が生じたことも事実であり、本審議会においても、審議の冒頭において確認を行ったところです。</p>

	意見等の概要	審議会の考え方
<p>通学距離による教育事務の委託に</p>	<p>自宅から雄信小学校までは約2 km徒歩で約30分かかります。この間に国道26号線を横断する必要もあり、交通量の多い道路が通学路となっています。通学路には歩道もガードレールもありませんので子どもを30分も歩かせる事は非常に危険であると思います。</p> <p>自宅は泉南市と阪南市の境界付近にあり、自宅から約600m徒歩約5分の所に阪南市立朝日小学校があります。この小学校までは住宅内を通るだけなので雄信小学校に行くよりも格段に安全であると言えます。子どもの安全を考えるならば朝日小学校に通学する方が良いのは言うまでもありません。</p>	<p>学校教育法第38条には、「市町村はその区域内にある学齢児童を就学させるのに必要な小学校を設置しなければならない」と規定されており、どの市町村も、その市町村内の児童が就学するための小学校を設置しています。ただ、地理的な位置関係等で区域内の学校に通学することが困難な場合等には、同法第40条に「学齢児童の全部又は一部の教育事務を他の市町村に委託することができる」とされています。</p> <p>泉南市の各小学校で、国が定めていた遠距離通学の距離（小学校：4 km以上）に該当する地域はごく一部に限られており、泉南市内で通学の困難な地域はないと考えています。</p> <p>ご意見で述べられている朝日小学校は阪南市が阪南市の児童のために設置した小学校であります。阪南市教育委員会は、泉南市の児童を朝日小学校に受け入れるような表明はしていないとのことです。このようなことから、泉南市の児童は泉南市の学校で教育を受けていただくことが基本であると考えています。そのなかで、子どもの最善</p>

つ い て		の利益を優先する方法を検討しているということをご理解をお願いします。
-------------	--	------------------------------------